

土浦市サイクリングを活用したインバウンド向け観光コンテンツ造成業務委託仕様書

1 委託番号及び件名

番号 土政委第3号

件名 土浦市サイクリングを活用したインバウンド向け観光コンテンツ造成業務委託

2 業務の目的

本業務は、ナショナルサイクルルートである「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のサイクリング環境を活用し、国内のみならず海外からも誘客を図るため、サイクリングを軸としつつ、本市ならではの地域資源を活用したインバウンド向け観光コンテンツを造成し、欧米豪を中心とした外国人顧客に向けた販売ルートの整備とプロモーションを行うことで、継続的な誘客に繋げ、地域の活性化及び消費の拡大を促進することを目的として実施する。

3 委託場所

土浦市大和町地内外

4 委託期間

契約日の翌日から令和9年2月10日まで

5 委託内容

(1) 観光コンテンツ(ツアー)の企画造成

サイクリングと地域ならではの観光資源を掛け合わせたインバウンド向けツアー商品を企画・造成すること。なお、主なターゲットは欧米豪のサイクリスト及びアドベンチャートラベル層とする。

① 現地視察(3名)

欧米豪市場における訪日ツアーの専門家(3名)による現地視察を実施すること。なお、実施時期は令和8年8月を想定しているが、視察内容及び日程については、発注者と協議の上確定させること。

② ツアーの企画造成(3コース)

①の現地視察の成果等を踏まえ、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」及び周辺地域を周遊するツアー商品(サイクリング上級者向け、中級者向け、初級者向けの3コース)を企画し、コースやプログラムの造成および磨き上げを行うこと。なお、これらの造成にあたっては、発注者ならびに地域事業者との円滑な連携を図ること。

(2) 販路基盤の整備(タリフ作成・翻訳3件、WEB媒体掲載)

上記(1)で造成したツアー商品について、タリフの作成及び翻訳を行い、販売用WEBページへの掲載を行うこと。また、実際の販売や顧客からの問い合わせにも対応をすること。

(3) ファムトリップの実施(4社)

上記(1)で造成したツアーのプロモーションのため、インバウンド向けサイクリングツアーを扱う旅行会社等(4社)を招聘したファムトリップを企画、手配催行すること(2泊3日想定)。また、催行後には参加者からの評価分析(アンケート集計・分析)を実施し、ツアーの改善検討を行うこと。なお、当該ファムトリップには通訳ガイドを随行させ現地支援を行わせること。

ファムトリップの実施時期は令和8年10月を想定しているが、参加者選定及びツアー内容・日程については、発注者との協議の上確定させること。

(4) プロモーション用動画の制作

造成したツアーの販路拡大に向けたプロモーションに活用するため、PR用動画コンテンツを作成すること(2本)。なお、作成する動画は英語による字幕付きとし、業務終了後も継続的に使用することができる汎用性の高いものが望ましい。

(5) 各種プロモーションの実施

SNS等のWEBコンテンツも活用し、造成したツアー商品のターゲットに対して訴求力の高い手法で、販路拡大に向けたプロモーションを実施すること。

① 販売促進のためのオンラインセミナー開催(3回)

欧米豪市場の海外エージェント向けオンラインセミナーを開催し、造成したツアー商品の紹介、プロモーションを行うこと(計3回)。

② SNSを活用した情報発信(2回以上)

制作した動画等を活用し、SNS配信によるターゲットへのツアー商品の認知拡大を図ること(2回以上の配信)。

③ ニュースレターの配信(2回以上)

海外エージェント向けのニュースレターを配信し、ツアー商品の紹介、プロモーションを行うこと(2回以上の配信)。

④ GPSアプリを活用したサイクリングコースの情報発信

GPSアプリ(サイクリング用地図ナビゲーション)へのコース登録(3コース)、当該コースの告知用WEBランディングページ(GPXデータのダウンロード機能付き)を作成し、造成したサイクリングコースの認知拡大を図ること。

⑤ 海外旅行商談会における情報発信(1回)

ターゲット市場に対して訴求力の高い海外旅行商談会への出展・商談を実施し、造成したツアー商品の紹介、プロモーションを行うこと。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(5)の実施結果と、業務終了後におけるインバウンド向けツアーの販売促進を図るための提言をまとめた報告書を提出すること。

報告書作成に当たっては、本業務での検証結果等を踏まえ、造成したツアー商品の継続的な販売を前提とした提言を行うこと。

6 提出書類

(1) 成果品

- ①最終報告書 電子データ 1式
(PDF及びワード又はエクセルデータを CD または DVD により提出)
- ③現地視察及びファムトリップ催行時の様子を記録した写真、動画等の電子データ 1式
(CD または DVD により提出)
- ④プロモーション用に制作した動画等のコンテンツ 1式
(CD または DVD により提出)

(2) 納品先

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号
土浦市市長公室政策企画課サイクルシティ推進室
bicycle@city.tsuchiura.lg.jp

7 委託料の支払い

完了払いとする

8 担当者・問い合わせ先

土浦市市長公室政策企画課サイクルシティ推進室 山口・鈴木
電話:029-826-1111(内線2366)

9 その他

(1) 打合わせ

- ・本業務の実施に際しては、委託者及び関係者からの意見・要望等を聴取し、委託者と協議のうえ、業務成果へ誠実に反映させること。
- ・受託者は、事業着手前には打合わせを行い、その記録を作成し、委託者に提出すること。
- ・打合わせに要する経費は、本業務に含むものとする。

(2) 資機材等の手配について

・各個別の事業に定めのあるもののほか、委託業務に必要な資機材等(カメラ、照明、マイク、編集用パソコン、カメラマン等)は、受託者が用意すること。

(3) 著作権の取り扱い

- ・受託者は、委託者に対し、成果品に係る著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、本業務を実施するうえで発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用負担は受託者が責任を持って行うものとする。
- ・本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- ・受託者は、成果品にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものと

する。

(4) 仕様書に定め無き事項等

本仕様書は、業務遂行上に必要最小限の定めであり、業務上問題が生じた場合には、速やかに双方が協議、円滑な業務遂行に務めること。